

農林水産省独立行政法人評価委員会

農業技術分科会

平成26年8月28日（木）

農林水産省 農林水産技術会議事務局

午前10時00分 開会

○枝川技術政策課課長補佐 それでは、定刻となりましたので、平成26年度第1回農業技術分科会を開催いたします。

開催に当たりまして、長谷部審議官よりご挨拶申し上げます。

○長谷部審議官 皆様、おはようございます。

本日は、大変ご多忙のところを、朝早くから本委員会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

独立行政法人評価委員会第1回農業技術分科会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、当分科会が所掌しております研究開発独法の業務実績等の評価につきまして、過日より各作業部会におかれまして熱心にご議論、ご検討をいただきまして、改めて御礼申し上げます。

本日の分科会では、各作業部会における審議結果を踏まえまして、各独法の平成25年度の業務実績評価を決定していただきたいと思います。また、併せて、各独法の財務諸表の承認、農研機構の不要財産の国庫納付に関する認可及び農研機構の重要な財産処分に関する認可に関する農林水産大臣へのご意見も頂戴したいと思います。

皆様方におかれましては、各研究開発独法がより一層、効率的、効果的に研究業務を遂行し、農林水産業の発展や豊かな国民生活等に寄与する優れた業績を上げることができるよう、幅広い視点からご審議いただくことをお願い致しまして、私のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ宜しくお願い致します。

○枝川技術政策課課長補佐 それでは、以降の議事につきまして、分科会長の齋藤委員にお願いしたいと思います。

齋藤分科会長、宜しくお願い致します。

○齋藤座長 おはようございます。

本日は委員の皆様方、多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

まず、事務局から本日の委員の出席状況及び配付資料についてのご説明をお願い致します。

○枝川技術政策課課長補佐 本日は、榊田委員、北野専門委員がご欠席ですが、分科会委員14名中12名と、過半数の出席をいただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条の規定により、当分科会が成立していることをご報告申し上げます。

また、本日は、長谷部審議官のご挨拶にもありましたように、農研機構の不要財産の国庫納

付及び重要財産処分に関する議事があり、その内容についてご説明いただくため、農研機構より藤本理事に出席をいただいております。

事務局の出席者につきましては、お手元の座席表をご確認いただきますことで、ご紹介に代えさせていただきますと存じます。

続きまして、配付資料をご確認いただきたいと思います。大変申し訳ないのですが、資料の配付資料から三、四枚目、印刷の関係で横に線が入ってしまって、ちょっと気づかなかったものですから、大変申し訳ございません。

配付資料一覧に続きまして、議事次第、時間割、出席者一覧、分担表、資料1としまして、1から4ということで、農研機構、生物研、農環研、JIRCASの「平成25年度の業務実績評価結果（案）」。資料2につきまして、「各独立行政法人における平成25年度財務諸表の承認について」。資料3としまして、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の不要財産の国庫納付に関する認可について」。資料4としまして、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の重要な財産に関する認可について」。参考資料としまして、参考資料1が「平成25年度業務実績評価に用いるウエイト」。参考資料2としまして、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成25年度の業務実績に係る財務省独立行政法人評価委員会からの意見」。参考資料3としまして、「独立行政法人土木研究所の平成25年度業務実績に係る意見」。参考資料4としまして、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」ということで、平成22年5月31日改正、政独委通知。参考資料5としまして、「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」、平成26年5月29日、政独委、独立行政法人評価分科会通知。机上配付としまして、「各法人の平成25年度に係る業務実績報告書及び平成25年度の財務諸表」。「研究開発評価参考資料集」ということで、冊子「独立行政法人評価関係」というものを机上配付しております。

以上でございます。

○齋藤座長 本日の議題でございますが、議事次第のとおりでございますが、4つございます。1つは、各独法の平成25年度の業務実績評価についてでございます。第2番目は、各独法の平成25年度の財務諸表に対する意見について。3番目は、農研機構の不要財産の国庫納付に関する認可について。4として、農研機構の重要な財産処分に関する認可についてでございます。

それで、Ⅱ．議事の1、最初のところでございますが、各独立行政法人の平成25年度の業務実績評価についてでございます。各独法の25年度の業務実績に関する評価については、既に作業部会での審議を行い、評価結果（案）が作成できております。各委員におかれましては、ご

担当の法人分について、予めご確認いただいていると思います。

本日は、各部会で取りまとめられた評価結果（案）について、法人ごとにポイントを事務局から説明させていただきます。その後に、必要に応じて各部会の座長から補足いただく形で、内容確認をしたいというふうに思っております。その後、質疑を行い、各分科会として評価結果を決定したいということでございますので、宜しくお願い致します。

それでは、順でございますが、まず、農研機構の評価結果（案）の説明を事務局からお願いします。

○西村研究専門官 それでは、資料は1－1になります。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、農業及び食品産業に関する技術の総合的な試験研究を行うことにより農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与すること、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより農業を担う人材の育成を図ること、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究を促進することにより当該産業技術の高度化に資すること、並びに農業機械化促進法に基づき農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験研究等の業務を行うこと、これらのことが求められております。

以上のような観点から、平成25年度の業務の実績について調査・分析をし、評価した結果は以下のとおりとなります。

まずは、主要な業務である研究開発に関してですが、こちらにつきましては、土地利用型耕種農業を支える先導的品種育成と基盤的技術の開発、ここにおきまして、コシヒカリ級の食味で収量も3割高い水稻品種「あきだわら」、これが茨城県など6県で産地品種銘柄に指定されるなど、普及見込みが立っております。

また、日本型の高収益施設園芸生産システムの確率、ここにおきましても、花卉では世界初となるカーネーションの全ゲノム解読を達成するなど、顕著な成果が認められております。

そのほかにも、農産物・食品の機能性分野において機能性成分、これを短時間で効率的に抽出できる給茶機の開発を行い、また、原発事故への研究対応としましても、農地土壌を対象とするガンマ線測定装置を開発するなど、優れた研究成果が数多く創出されております。

農業機械化の促進に関する業務の推進につきましても、収穫後に圃場内乾燥をする体系のトラクター装着型落花生収穫機、また、乗用トラクターのブレーキ非連結による転落転倒事故を防ぐ装置が開発され、これも26年度に市販化が予定されるなど、順調に業務が進捗しております。

管理・運営につきましては、評価・点検においては、従来 of 年度評価に加えまして、今期は

更に中期計画の中間年における中間点検、これを大課題ごとに実施するとともに、研究成果の最大化や攻めの農業への対応、これらについては取りまとめを行っております。

主要普及成果も、59件を選定し、目標の47件を大きく上回っております。

業務運営の効率化については、対前年度比で、一般管理費5%、業務経費5%、農業技術研究業務勘定においては3.6%の削減を達成しております、小規模拠点についても、更なる見直しに係る基本計画を策定しております。

一方で、業績の課題の評価、この評価結果等を資金配分に反映させるとともに、社会的要請に迅速に対応する経費としまして、小麦や大豆の多収研究に対する研究費の重点配分を行うなどしまして、研究資金の効果的な活用を推し進めております。

東日本大震災に対する対応についても、任期付き研究職員20名を新たに採用して、震災対応の研究勢力を拡充するとともに、福島県からの要請に基づき技術相談会を開催し、関連行政部局の技術検討会へも参画しております。

研究成果の社会還元については、プレスリリースの促進などにより広く情報発信するとともに、マッチングイベントへの積極的な参加や実用化を目的とした共同研究、現地実証試験等を推進しております。

ただ、一方で、不適切な経理処理や、植物防疫法に違反する事案も発覚しております。今後は、こういった不適切な事案の再発防止に向けた適切な研究体制の整備とともに、引き続き、優れた研究成果の創出が期待されます。

以上を踏まえ、部会で承認されましたウエイトを用いて各項目の評価を行ったところ、殆ど全ての項目において評価はAとなり、総合評価についてもAとなっております。

A評価以外になりました項目に関しまして、若干、補足説明をさせていただきますと、評価書でいいますと、まずは10ページになります。2-4、生物系特定産業に関する民間研究の支援。ここにつきましては、終了課題の事業化状況や売上納付額等の追跡調査について、25年度に売り上げを計画していた14の採択課題のうち、5課題で売り上げが上がっております。ただし、目標達成度は36%に留まっていることから、引き続き売り上げ増を実現するための助言等を行うことを期待し、評価Bとさせていただきます。

それと、8-3、ページは17ページになります。この8-3、法令遵守など内部統制の充実・強化、ここにつきましては、当該製品と異なる研究用消耗品等が納入されていた不適切な経理処理や、法令上必要な輸入時の検査を受けずに研究用の種子等を海外から輸入した植物防疫法の違反事案、これらが発覚しております。これらの事案については、既に関係職員の処分

や再発防止に向けた取組が行われているところですが、コンプライアンス徹底のための更なる体制整備や職員の意識向上を強く期待し、評価をBとさせていただいております。

続きまして、研究分野になりますが、ページは20ページとなります。②土地利用型耕種農業を支える先導的品種育成と基盤的技術の開発。ここにつきましては、先ほども説明させていただいたとおり、食味がコシヒカリ級で収量も3割多い「あきだわら」、これの普及見込みが立つなど顕著な成果が見られたことから、S評価とさせていただきました。

そして、ページは23ページになります。①の日本型の高収益施設園芸生産システムの確立。ここにつきましては、キク、トルコギキョウ等の主要花卉における花成反応の解明及び開花調節技術として、キクタニギクから花成抑制ホルモン遺伝子アンチフロリゲンの単離に、全植物で世界で初めて成功し、開花において積極的な抑制機構が存在することを明らかにするという学術的にインパクトの大きい成果が得られております。このほかにも、カーネーションにつきまして全ゲノム領域の解読を完了し、データベースを作成、公開するなど、非常に顕著な成果が認められたというところで、評価をSとさせていただいております。

それと、あとは、財務省との共管項目がございまして、これにつきましては、参考資料2をご覧ください。よろしいでしょうか。

農研機構の業務のうち一部は財務省と共管となっております、その部分について、財務省の独法評価委員会からは、順調であると認められるとの意見文書が8月1日付で農林水産省の独法評価委員会に提出されております。

私からの説明は以上です。

○齋藤座長 只今の説明につきまして、機構部会の座長であります入江専門委員から、補足する点がございましたらお願い致します。

○入江専門委員 特に委員による大きな評価の差もありませんで、ほぼ一致した評価が行われました。

法令遵守については若干の問題がありB評価としましたが、特にS評価では優れた成果を含んでいまして、先ほども説明ありましたが、例えば食味のよい多収の水稻品種の普及、あるいはトマトとか花卉分野におきまして、遺伝子関係で国際的に非常に高い評価を得ているという点が目立ちました。

それと、行政部局との連携につきましてはA評価でしたけれども、突発的な災害とか伝染病等の事態が増加する中で、よく対応しているという、高く評価する意見もありました。

もう一点、家畜重要疾病、人獣共通感染症等の防除のための技術開発についても、やはり伝

染病にもよく対応しており、現場でも高く評価されているという、高く評価する委員の意見もありました。

以上、非常によく行われていると思います。

○齋藤座長 それでは、今のご説明を踏まえて、農研機構の評価結果（案）について、質疑を行います。ご質問、ご意見がある委員、いらっしゃいますでしょうか。特にございますか。

ないようでございますので、次にいかせていただきます。

次に、生物研の評価結果（案）の説明をお願い致します。

○西村研究専門官 それでは、今度は、資料は1－2になります。

独立行政法人農業生物資源研究所は、国民の生活及び社会経済の安定に資する農業の生産性の飛躍的向上や、農産物の新たな需要・新生物産業の創出に不可欠な生物機能の効率的利用技術の開発と、これを支える基礎的研究を実施しております。そのため、世界をリードする生命科学の基盤研究を目指すとともに、生物関連産業のための革新的な技術開発を、業務運営全般の効率化を進めつつ行うことが求められております。このような観点から、平成25年度の業務の実績について調査・分析をし評価した結果は、以下のとおりとなっております。

主要な業務である研究開発については、作物ゲノム育種研究基盤の高度化において、光合成能力に関与するGPS、深根性にかかわるDro1、出穂期関連のHd16などの有用遺伝子の解析が進んでおり、遺伝子組換えカイコの高度利用技術の開発では、全身性プロモーターの開発やフィブロイン及びセリシン同時発現抑制による組換えタンパク質の生産量の向上に成功しております。

また、生物素材の高度利用技術の開発につきましては、バージンセリシンの生産に必要な良質繭、これを民間ベースで供給可能とするための技術的支援を行い、化粧品の試験販売が開始されるに至っているなど、優れた研究成果が創出されております。その他、ジーンバンク事業においても、サブバンクを構成する他の独法機関と連携協力のもと、各分野で遺伝資源の収集、保存、増殖、配布事業を着実に進捗させております。

管理・運営につきましては、業務運営の効率化について、対前年度比で一般管理費5%、業務経費1.4%の削減を達成する一方、課題の評価の判定で高い評価を得た中課題についてはインセンティブ課題配分を行うなど、研究資金の効果的な活用を推し進めております。

評価・点検については、明確に数値化された指標を用い、それらを集計し、外部委員も含めた点検・評価を行うことで、客観的、適切に実施されています。また、通常の年度評価に加え、中期目標中間年における中間点検を行い、中期計画の進捗状況についても点検を行っています。

研究資源の効率的利用については、研究単位のスペースが基準を一定割合超過した場合には、研究者に対して相応の負担を求めています。25年度からは申請作業をオンライン化しております。

研究成果の社会還元については、ホームページや刊行物を通じて広く情報発信するとともに、遺伝子組換え農作物や食品に関する双方向コミュニケーションイベントを企画し、遺伝子組換え農作物等への理解を図る地道な活動を継続しています。研究成果のデータベース化やマニュアル化等についても、知的基盤データベース等について、遺伝資源、イネゲノム、昆虫ゲノム、家畜ゲノムなどを整備しているほか、ジーンバンクが保存する遺伝資源、その他、世界のイネ13セット、日本在来イネ9セット等を配布しております。

一方で、研究で用いる種子等の輸入において、植物防疫法に違反する事案が発覚しております。今後は、再発防止に向けて、適切な研究体制の整備とともに、引き続き、優れた研究成果の創出が期待されます。

以上を踏まえ、部会で承認されたウエイトを用いて各項目の評価を行ったところ、概ねA評価となり、総合評価についてもAとなっております。

A評価以外の項目に関して、補足説明させていただきます。評価書の12ページになります。8-3、法令遵守など内部統制の充実・強化。繰り返しのなってしまうのですが、法令上必要な輸入時の検査を受けずに研究用の種子等を海外から輸入した植物防疫法の違反事案、これが発覚しております。これに対しまして、生物材料等管理システムの構築や、管理チェック体制の強化に取り組むこととしておりますが、これらの取組を通して、コンプライアンス徹底のための更なる体制整備や意識向上を期待し、評価はBとなっております。

研究分野につきましては、ページが17。3、新たな生物産業の創出に向けた生物機能の利用技術の開発。ここにおきましては非常に多数の成果が創出されておまして、幾つか取り上げますと、遺伝子組換えカイコの高度利用技術の開発、ここにおきましては、全身性プロモーターの開発や、フィブロイン及びセリシン同時発現抑制による組換えタンパク質の生産量の向上に成功しております。

また、生物素材の高度利用技術の開発につきましても、バージンセリシンの生産に必要な良質繭を民間ベースで供給可能とするための技術的支援を行い、化粧品の試験販売が開始されるに至っているなど、優れた成果が創出されておまして、これらの点が高く評価され、評価はSとなっております。

私からは以上です。

○齋藤座長 只今の説明につきまして、生環国、これは3つの部会でございますが、その取りまとめをいただいております吉田委員から補足がありましたら、お願い致します。

○吉田委員 今ご説明いただいたとおりですが、特に説明をしていただかなかった部分におきましても、非常に世界的に見てインパクトの強い成果が幾つも得られていると判断されました。また、産業への発展も踏まえた研究がなされているということは、高く評価されるものだと思います。

全般に、研究のレベルはS評価でない部分も含めまして、非常に高いものであったと考えられました。

以上です。

○齋藤座長 これにつきましても、何かご質問ございますでしょうか。ご意見等、ございましたらお願い致します。

○大西委員 大西でございます。私は担当でないものですから、ちょっと確認させていただきたいんですけども、先ほどの11ページのコンプライアンスのところでは植物防疫法の違反事象があったのですが、同じものが実は農研機構でもございまして、これは同種のものなのか、それともその管理体制という点で言うと、どちらかというところをちょっと確認させていただきたい。それから、前回お聞きしましたが、これから統合されるということで、中期計画との関係をどのように整理されていくのかという点です。というのは、非常に農研機構の業務と、このいわゆるオリジンを作り出すという資源研の協力というのはすごく重要だなというふうに思いますので、その2点をご質問させていただきます。

○齋藤座長 これは。じゃ、お願いします。瀧澤さんから。

○瀧澤調整室長 植物防疫法の違反の関係につきましては、後程もご説明があると思いますが、けれども、4法人とも該当します。その中で、農環研は他とちょっと事案が違いますが、あとの3法人については同じ事案で、正規の手続を経ないで種子を輸入したということです。

委員ご指摘のように、生物研は、ジーンバンクを抱えている研究所でございます。生物研は、そういう面では他の法人とは違い大丈夫かとかご心配かと思いますが、今回は、ジーンバンクとは違う部所で発生しております。生物研としては重く受けとめられて、適切な対応をされている状況になっております。

それから、もう一点の中期計画、今後の中期目標をどうするのかという話ですが、今後、今回のことを踏まえまして、法人統合の中で、どのような形で適正な対応をしていくかというこ

とが、これから検討されていくことになるかと思っております。

以上でございます。

○松尾技術政策課長 すみません。2つ目の件につきまして、補足をしたいと思います。

統合独法の統合時期というのは、まだ正式には決定しておりません。早ければ来年の4月、そうでなくても28年4月になろうかというところでありまして、この間もちょっとご説明したかと思うんですけども、この独立行政法人、来年の4月からは国立研究開発法人という名前になりまして、中期目標も中長期目標という名前に変わります。ご存知のとおり、今の第3期中期目標は来年までになっておりまして、来年はマイナーチェンジをして、新しい独法がスタートした段階で、その3独法プラス種苗管理センターの役割をしっかりと中長期目標に書き込んでいくということになりますので、生物研につきましても、生物研という名前ではなくて、新しい独法の中で生物研の業務がしっかりと位置づけられるということになると思います。

宜しく申し上げます。

○大西委員 ありがとうございます。

○齋藤座長 ちょっと追加的なことですが、これ、3つの独法で、法令遵守の問題につきましては、JIRCAのほうからも説明があると思いますが、これはあとでまた、吉田委員から何か説明があるかもしれません。

ということでございますが、只今のことにつきまして、また特に追加して何か説明ございますか。よろしいですか。

○大西委員 もう一点。これも私は担当じゃないのであれですけども、いわゆる遺伝子組換えのリスクコミュニケーションは農水省本庁のほうでやられているのか、そのあたりはどんな形で進められているのでしょうか。

○松尾技術政策課長 遺伝子組換え農作物に関するリスクに関しましては、役割分担をしております。全般的な説明、国民の理解を深めるという点につきましては農水省本省がつかさつかさでやっているというところでございます。生物研は主に隔離圃場で試験をします。その時その時で特に近くのつくばの皆さんにしっかりとご説明をしているという、役割分担はしております。いずれにしても、関係する独法は連携して、対処していくということで、臨んでございます。

○大西委員 はい、ありがとうございます。

○齋藤座長 よろしいですか。それでは、次に、農環研のほうの評価結果（案）でございます。こちらのほうをご説明いただきます。

○西村研究専門官 それでは、資料は、今度は1－3になります。独立行政法人農業環境技術研究所は、農業と環境に関する問題解決のため、農業にかかわる地球環境、化学環境、生物環境についての基礎的研究を、業務運営全般の効率化を進めつつ行うことが求められています。このような観点から、平成25年度の業務の実績について調査・分析し評価した結果は、以下のとおりとなっております。

主要な業務である研究開発については、有害化学物質による農作物汚染リスクの低減化技術の高度化において、カドミウム低吸収のイネの実用化に向けた品種登録出願を行うとともに、鉄資材の利用によるヒ素吸収抑制効果の実証を行っております。また、地球規模環境変動と農業活動の相互作用について、小麦と米の不作を収穫3カ月前に予測するシステムを開発するなど、顕著な成果が認められます。その他、イネの高温不稔予測モデルの開発と高温回避特性の解析、遺伝子組換え作物の生物多様性影響評価を実施する際に必要な基礎的知見の蓄積等、優れた研究成果が数多く創出されております。

管理・運営につきましては、業務運営の効率化について、対前年度比で一般管理費3%以上、業務経費1%以上の削減を達成しております。一方で、24年度の評価結果を運営費交付金の配分額に反映させるほか、所内で競争的資金を設け、重要な研究や国際会議等への重点配分を図るなど、研究資源の効率的利用に取り組んでおります。

評価・点検については、通常の年度評価に加え、中期目標中間年における中間点検を、理事長を筆頭とする研究課題中間点検委員会と関連ワーキンググループ、これにより適切に実施しております。

研究資源の効率的利用については、機械棟受変電設備、研究本館耐震、エネルギー供給施設について改修工事を行い、防災・減災、省エネルギー化による運営費抑制を図っております。

研究成果の社会還元につきましては、各種の広報イベントの開催、外部の広報イベントへの参加等を行っており、25年度は新たに小中学生を対象とした「のうかんけん夏休み公開」を実施しております。イベント参加者を含む研究所への見学者数は約3,800人で、前年度の2,500人を大幅に上回っております。

研究成果の公表・普及促進に関する数値目標につきましても全て達成しておりまして、特にインパクトファクターの合計値は中期計画の目標値の5分の1の180、これを大幅に超えて達成をしております。

一方で、研究で用いる種子等の輸入取り扱いにおいて、植物防疫法に違反する事案が発覚しております。今後は、再発防止に向けた適切な研究管理体制の整備とともに、引き続き、優れ

た研究成果の創出が期待されます。

以上を踏まえまして、部会で承認されたウエイトを用いて各項目の評価を行ったところ概ねA評価となりまして、総合評価についてもAとなっております。

評価がA以外になりました項目につきまして、補足説明をいたします。資料は10ページです。8-3、法令遵守など内部統制の充実・強化。農環研におきましても、研究用に輸入した種子において、植物防疫法に基づく輸入時の許可条件に違反した栽培等2件の植物防疫法の違反事案が発覚しております。発覚後、当該種子全残量の植物防疫所への提出、関係職員の厳正な処分を行うとともに、管理体制の問題点の把握と再発防止に向けた管理体制の強化に取り組んでおります。これらの取組を通して、コンプライアンス徹底のための沙羅更なる体制整備や、より一層の意識向上を期待し、評価はBとなっております。

続きまして、資料は戻りまして7ページになります。こちらの2-3、研究成果の公表、普及の促進におきましては、各種の広報イベントの開催、外部の広報イベントへの参加等を行っておりまして、25年度は新たな「のうかんけん夏休み公開」等の実施を行っております。このような取組を通しまして、イベント参加者を含む研究所への見学者数が、25年度につきましては約3,800人で、前年度の2,500人を大幅に上回っております。

また、研究成果の公表、普及促進に関する数値目標につきましても全て達成しておりまして、特にインパクトファクター合計値は中期計画以上に大幅に超えた点を高く評価されておりまして、評価がSとなっております。

私のほうからは以上です。

○齋藤座長 どうもありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、吉田委員から補足ございますでしょうか。

○吉田委員 今ご説明のあったとおりですけれども、7ページのS評価になったところですが、一部、評価が分かれたところはありませんでしたが、農環研の周年行事ということもありまして、シンポジウムやワークショップを多数開催したり、あるいは国民への研究情報発信ということで、夏休みのイベントを多く行ったりということが評価されたということと、あとはやはり先ほどから出ていますように、インパクトファクターの合計値が目標値の2倍にもなっているということが評価されまして、S評価ということになりました。

以上です。

○齋藤座長 どうもありがとうございます。

それでは、環境研の評価結果（案）について質疑を行います。ご質問、ご意見のある委員、

いらっしゃいますでしょうか。はい、どうぞ。

○大西委員 先ほどのような説明の中にインパクトファクターという表現が出ているんですけども、その内容を教えていただければと思います。

○齋藤座長 これは、どうしますかね。

○西村研究専門官 このインパクトファクターにつきましては、他の法人につきましても共通で評価指標としては用いられております。

ちょっとすみません、機構と J I R C A S について今、再度確認させていただきますので、またお時間をいただくと助かります。

○大西委員 であれば、私も農研機構の評価をしているときに余り目にしたことがないので、できるだけ同じ目線というか、同じ基準の見方をしたほうがいいと思うので、定義も含めてご質問させていただきました。

○齋藤座長 インパクトファクターそのものについて、研究領域によってかなり違います。し易いものとし難いものと。それを農研機構のいろんな領域に全部適用するとすると、ちょっとその指標がし難い領域で、それと、そういう評価ではメジャーとしてなかなか評価し難い領域って、まだ随分残っています。普及だとか、そういう領域になりますと。

○大西委員 そうすると、例えば論文数だとか、そういうものに関してに適用される。

○齋藤座長 論文数というより、論文の質も絡んできます。どの程度の水準かによりまして。

○大西委員 はい、わかりました。

○瀧澤調整室長 すみません、補足しますけれども。ちょっと確認とりますけれども、農環研と生物研は基礎研究をやっていることから、論文の量よりも質が重要としており、インパクトファクターを評価の指標とさせていただいている経緯があったと思います。一方、今、分科会長がおっしゃっていますように、機構と J I R C A S は、どちらかという、どう世の中に成果が使われるかという面で、主要普及成果が指標になっているかと思います。

○大西委員 わかりました。ありがとうございました。

○瀧澤調整室長 すみません、不明確な情報で。

○齋藤座長 よろしいですか。

じゃ、他にございますでしょうか。いいでしょうか。

それでは、次にいかせていただきます。

次に、J I R C A S の評価結果（案）でございます。これのご説明をお願い致します。

○西村研究専門官 それでは、資料は 1 - 4 になります。

独立行政法人国際農林水産業研究センターは、国際的な食料需給の安定や地球規模の環境問題への対応のため、食料・農林水産業・環境分野への国際研究協力を、業務運営全般の効率化を進めつつ行うことが求められております。このような観点から、平成25年度の業務の実績について調査・分析し評価した結果は、以下のとおりとなっております。

主要な業務である研究開発については、インドネシア在来イネから収量を13から36%増加させる遺伝子S P I K E、これを発見し、成果が米国科学アカデミー紀要に掲載されるなど、大きな成果が得られております。これを利用した交配育種は、インド型品種の収量性を向上させることができ、熱帯途上国地域における食料供給安定に対して大きく貢献することが期待できます。そのほか、陸稲ネリカの農業形質を調査した「陸稲ネリカの特長解析 ver. 1」や、南米での研究成果に基づき作成した「ダイズさび病の実験マニュアル」、これを公開するなど、優れた研究成果が創出されております。

管理・運営については、業務運営の効率化について、対前年度比で一般管理費5.09%、業務経費4.29%の削減を達成する一方で、研究プログラムの評価結果を次年度の予算等に反映するなど、研究資金の効率的利用に取り組んでいます。また、シーズ研究、専門別活動支援等、23件の理事長インセンティブ課題を採択することで、職員の効果的なインセンティブの付与に努めています。

評価・点検については、通常の年度評価に加え、中期目標中間年における中間点検を実施し、現地状況や社会情勢の変化等を考慮し、課題の中止や構成の見直しを行っております。

研究成果の社会還元については、重要な研究成果に関するものとして、「日本初となる植林グリーン開発メカニズム事業への炭素クレジット発行」、「熱帯アジアのイネの収量を増加する遺伝資源を発見」の2件のほか、計13件のプレスリリースを行うとともに、海外でのアウトリーチ活動として、タイ科学技術博覧会に出展し、J I R C A Sの研究成果を紹介しています。研究実施地域の住民や関係機関への情報発信についても、ラオス、ブルキナファソ、パラグアイ等で住民に対する説明会を開催し、研究地域住民への情報発信に取り組んでおります。

一方で、研究で用いる種子等の輸入において、植物防疫法に違反する事案が発覚しています。今後は、再発防止に向けた適切な研究管理体制の整備とともに、引き続き、優れた研究成果の創出が期待されます。

以上を踏まえまして、部会で承認されたウエイトを用いて各項目の評価を行ったところ、概ねA評価になっておりまして、総合評価についてもAとなっております。

評価がA以外になりました項目につきまして補足説明をいたしますと、資料で言いますと10

ページ、業務運営部分の8-3、法令遵守など内部統制の充実・強化です。法令上必要な輸入時の検査を受けずに研究用の種子等を海外から輸入した植物防疫法の違反事案、これが1件発覚しております。種子・種苗の輸入手続に関する管理体制を強化することとし、再発防止に取り組んではおりますが、事案の重さを鑑み、評価はBとなっております。

続きまして、研究部分に関しましては、11ページ、(1) 開発途上地域の土壌、水、生物資源等の持続的な管理技術の開発。ここにおきましては、熱帯イネ品種の収量を13から36%増加させる遺伝子SPIKE、これを発見しております、この遺伝子を識別できるDNAマーカーを用いた効率的な選抜を行うことで、インド型品種の収量性を向上させることができ、東南・南アジアなど、インド型品種を栽培している熱帯の開発途上地域で、食料安定供給に貢献することが期待されます。この成果につきましては、米国科学アカデミー紀要にも記載され、プレスリリースも行われておりまして、これらの点が高く評価され、評価はSとなっております。

私からは以上です。

○齋藤座長 只今の説明につきまして、また吉田委員から補足いただきますが、ちょっと私の先程の確認でいきますと、法令遵守のところでございますが、ここはAの自己評価がありましたけれども、下げた形でBという評価でございますので、これはだから、一応みんなBという形で統一されたわけですね。

じゃ、お願い致します。

○吉田委員 今の件ですけれども、委員の中でも評価が一部分かれました。と言いますのも、JIRCASに関しましては、この事案は1件のみということがございましたのでB評価とするに当たらないのではないかという意見がございましたが、やはり話し合った結果、1件でもそういう事案があったということは重く受けとめなければいけないだろうと。組織の問題として、きちんと取り組んでいていただきたいということを踏まえまして、B評価ということにさせていただきました。

そのほか、先ほど、JIRCASに関しましては現場への普及というのが強く求められている業務であるというお話がございましたけれども、研究成果としても非常に世界的にインパクトのある成果を上げていられるということで、研究とその現場への普及ということが良いバランスで進んでいるという評価でございまして、全体としてA評価ということになりました。

○齋藤座長 どうもありがとうございます。

それでは、JIRCASの評価結果(案)についてでございますが、質疑を行います、ご

質問、ご意見のある委員の方、いらっしゃいますか。質問、ご意見ございますか。

よろしいでしょうか。

では、先に進ませていただきます。

それでは、次に、国土交通省と共管でしております独立行政法人土木研究所の業務実績に關しまして、国土交通省の独法評価委員会へ意見を提出することになっております。このことにつきまして、事務局からの報告をお願い致します。

○西村研究専門官 それでは、参考資料3をご覧ください。よろしいでしょうか。

独立行政法人土木研究所の平成25年度の業務実績のうち、農林水産省共管部分の業務につきましては、作業部会において担当委員により審議いただいた後、各委員の皆様へお諮りし、当分科会の意見を集約させていただきました。その結果、平成25年度の意見として、着実な実施状況にあると判断されるとし、7月28日付で農林水産省独法評価委員長名で国土交通省独法評価委員長宛てに提出していることを報告いたします。なお、参考意見としまして、個別研究課題に対する意見を付しております。

以上です。

○齋藤座長 どうもありがとうございます。

それでは、以上で一通りの説明が終わりました。それでは、全法人分を通してご質問、ご意見、ございましたらお願い致します。

よろしいですか。

追加でお願いします。

○西村研究専門官 1点、先ほどのインパクトファクターに關しまして補足、確認取れましたので、説明させていただきます。機構、JIRICASにつきましては、インパクトファクターを指標にはしていないということが確認されましたので、ここでご報告させていただきます。

○齋藤座長 JIRICASだけ。

○西村研究専門官 いえ。

○松尾技術政策課長 お手元の資料の緑色のページをご覧いただきたいと思います。まず、インパクトファクターを指標にしているものにつきましては、生物研ですと117ページ、そのところに出ているということでもあります。すみません、117ページの右上のところ「キ」という項目がございまして、論文の公表や、IFと書いてあるインパクトファクターに関する数値目標達成に向けた進捗はどうかといったもの、そういった観点で評価をしているということで、当然こう言ったものが物差しになってくるということがございます。

同じく農環研でございますが、133ページでございますけれども、ここでは下から2番目の評価指標で「オ」になっておりますけれども、同じく論文の公表やインパクトファクターに関する数値目標達成に向けた進捗はどうかというようなことで、これを物差しにして、ここの研究成果の公表、普及の促進という評価を行っているということです。

先ほど事務局のほうからご説明ありましたけれども、農研機構とJIRCASに関しましては、ここの研究成果の公表、普及の促進に関しまして、このような指標を設定していないということでございます。といったことで、先ほどの評価になったということでございます。

すみません。

○齋藤座長 大分、明確な説明をいただきました。それでよろしいですね。

○大西委員 ありがとうございます。

○齋藤座長 そういうことです。

それでは、次にいきます。農業技術分科会が所管する4法人の平成25年度の業務実績に関する評価結果（案）でございますが、これを当分科会の評価結果としてよろしいでしょうかということです。皆さんよろしいでしょうかね。

また、細部の文言の修正等につきましては、私にご一任いただくということでもよろしいでしょうか。

じゃ、そういう形で進めさせていただきます。

それでは、そのように取り扱うことにさせていただきますが、評価結果の今後の扱いについては、事務局から説明をお願い致します。

○枝川技術政策課課長補佐 各年度における独法の業務実績評価につきましては、議決権限が独法評価委員会から各分科会に委任されています。従いまして、本分科会において、各独法の業務実績に係る評価結果が決定されます。

決定された評価結果は、独立行政法人通則法の規定により、農林水産省独立行政法人評価委員会から各独法及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会宛てに通知するとともに、遅滞なく公表するというところで、予定でございます。

以上でございます。

○齋藤座長 どうもありがとうございます。

それでは、次にまた、今度は25年度の事業年度の財務諸表に関することでございます。Ⅱ. 議事の2です。各独法の平成25年事業年度の財務諸表に対する意見についてに移ります。

まず、事務局から作業の位置づけを説明をお願い致します。

○枝川技術政策課課長補佐 独立行政法人通則法第38条第3項により、主務大臣が独立行政法人の財務諸表を承認する際には、予め評価委員会に意見を聞くとされております。今般、農林水産大臣より各独法の平成25年度の財務諸表に関する意見が求められております。なお、当省独立行政法人評価委員会では、この意見決定の権限は当分科会に委任されております。財務諸表につきましては、第1回の作業部会において各独法より意見があり、質疑応答を行っております。

当分科会では、それぞれの部会の座長より部会でのご意見についてご報告をいただき、当分科会の意見として取りまとめをいただきたいと存じます。

○齋藤座長 説明、ありがとうございました。

それでは、機構部会の座長である入江委員と生環国部会の座長であります吉田委員、それぞれの部会でのご意見についてお願い致します。

○入江専門委員 質疑応答のほうはありましたけれども、特に問題点はなく、承認のほうに異存はないということです。

○吉田委員 こちらの生環国部会のほうでも、質疑はございましたけれども、特に問題はないということで、財務諸表につきましては、独立行政法人の基準に従って、正確、適正に処理されているということを承認いたしました。

○齋藤座長 どうもありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思いますが、ご意見、ご質問ございますか。一応、皆さん、大体わかっていらっしゃるようでございますが、よろしいでしょうか。

それでは、本件について取りまとめたいと思いますが、大臣への意見につきましては基本的に異存なしとして、文章表現等、私にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

それでは、そういうことで。

それでは、そのような取り扱いとし、文章表現等を整えた上で、評価委員会会長名で農林水産大臣に提出するという事にいたします。

では、次にまた移ります。結構、早めですね。

次は、不要財産の国庫納付の問題でございますが、Ⅱ．議事の3、農研機構の不要財産の国庫納付に関する認可についてでございます。まず、事務局から当分科会で行う作業の位置づけを説明、お願い致します。

○枝川技術政策課課長補佐 独立行政法人通則法第46条の2により、独立行政法人は、不要財産にあって政府から出資または支出に係るもの、政府出資等に係る不要財産については、遅滞

なく主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとするとしております。同条第5項により、主務大臣はその認可をしようとするとき、予め評価委員会の意見を聞かなければならないと規定されております。なお、当省独立行政法人評価委員会では、この意見決定の権限を当分科会に委任されています。この度、農研機構より不要財産の国庫納付に関する認可申請が1件提出されており、その内容について評価委員会のご意見を頂戴したいと存じます。

本日は、農研機構より藤本理事にご出席をいただいておりますので、詳細については藤本理事からご説明をいただきたいと思っております。宜しくお願い致します。

○藤本理事 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構で総務担当の理事をしております藤本でございます。今日は、財産処分の件につきましてご説明に参りましたので、宜しくお願いを申し上げます。では、座って説明させていただきます。

資料3でございます。今回、認可の申請をいたしておりますのは、那須塩原にございます畜産草地研究所の那須研究拠点の敷地の一部を売却したいという件でございます。

資料3の一番最後に図面が載っておりますので、それをご覧いただければよろしいでしょうか。ここの赤いラインが上のところでございまして、下に拡大図がございまして、非常に細い道1本でございますけれども、この上の地図で申し上げますと、この赤いラインの左端の先に那須塩原市の市有地がございまして、今までは、この市有地への進入路用地といたしまして、不動産の貸付契約を締結いたしまして、貸し付けを行っておったものでございます。実は、この市有地に栃木県が太陽光の発電事業を招致をしたということがございまして、今後この進入路を継続的に使用したいということで、取得をしたいという申請があったものでございます。今までは、ちなみに、いわゆる資材の仮置き場のような形で使われていたというふうに承知をしておるものでございます。

財産の明細でございますけれども、最後から2枚目のところに申請書の中に書かせていただきましたけれども、地目は雑種地となっております。広さは3,470平米余でございます。評価額は機構の財産承継時の価格といたしまして280万円余というふうになってございます。

実は、今までは我々、これを何に使っていたかと申しますと、敷地の一番の端っこでございますので、これは畜産の研究所でございますので牧柵がございまして、この牧柵の管理用の道路として使ってきたわけでございますけれども、当然のことながら、牧柵というのは外からだけじゃなくて中からも管理ができますので、割愛しても業務に支障はないというふうに判断をいたしましたところでございまして、割愛してもよいのではないかとこのように考えているところでございます。

処分の方法でございますけれども、機構の規定にもございますが、公用または公共用の用に供するための必要な物件を事業者に売り払うという場合には随意契約によれるということになってございますので、那須塩原市を相手といたしまして、随意契約によりこれを売り払うということにしたいというふうに思います。処分の条件は、不動産鑑定士の評価額を下限価格としてお売りしたいというふうに考えております。

国庫納付の時期は、27年3月を予定しております。

不要財産の処分については以上でございます。

○齋藤座長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思いますが、ご意見、ご質問ございますか。

よろしいですか。

それでは、本件につきましても取りまとめたいと思います。大臣への意見につきましては、異存なしということで、文章表現等は私にご一任いただくとしてよろしいでしょうか。

それでは、そのような取り扱いをすとして、文章表現等を整えた上で、評価委員長名で農林大臣に提出することにさせていただきます。

次の4番目でございますが、財産処分の問題でございます。Ⅱ．議事の4、農研機構の重要な財産処分に関する認可についてでございます。

事務局から、当分科会で行う作業の位置づけについて説明をお願い致します。

○枝川技術政策課課長補佐 独立行政法人通則法第48条により、独立行政法人は重要な財産を譲渡しようとするときは主務大臣の認可を受けなければならないとされております。同条第2項の規定により、主務大臣は、その認可をしようとするときは予め評価委員会の意見を聞かねばならないとされております。なお、当省独法評価委員会では、この意見決定の権限を当分科会に委任されています。この度、農研機構より重要財産処分に関する認可申請が1件出されており、その内容について、評価委員会のご意見を頂戴したいと存じます。

詳細につきましては、先ほど同様、藤本理事からご説明をいただきたいと思いますので、宜しくお願い致します。

○藤本理事 それでは、資料4、それから、今お配りをいただきました小規模研究拠点の見直し、これに基づきましてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

今回、認可の申請をいたしておりますのは、動物衛生研究所の東北支所の跡地の売却ということでございます。この小規模研究拠点の見直しにつきましては、今お配りをいたしました資料に書いてありますとおり、閣議決定によりまして、今の1の経緯のところでございますが、

上から6行目のところ、果樹研究所のカンキツ研究口之津拠点、それから、野菜茶業研究所武豊野菜研究拠点、畜産草地研究所御代田研究拠点、動物衛生研究所東北支所、それから、北海道農業研究センター紋別試験地、九州沖縄研究センター久留米研究拠点の6拠点を移転・統合するというところで進めておるわけでございます。

これは、その1の下から4行目に書いてございますとおり、第3期中期目標でございます27年度までの期間において、計画に基づき、地方の理解を得つつ行うということにされております。

具体的にでございますけれども、果樹の研究所の口之津は、これは興津の本所に持っていくと。それから、九州で必要な研究については、九州沖縄農研で研究を進めるという形になってございます。また、野菜茶業研究所の武豊野菜研究拠点につきましては、つくばに統合するというようになってございます。それから、畜産草地の御代田研究拠点につきましては、これは本年の2月にご説明をさせていただいたというふうに承知をしてございますけれども、これは那須の拠点に統合することになってございまして、跡地につきましては、一般競争契約手続を進めている最中でございます。それから、24年度、昨年度にご説明をいたしました承知をしておりますけれども、紋別の試験地につきましては売却処分も済んでおりまして、これは芽室に統合するという形になってございます。

今回ご説明をさせていただきますのは、動物衛生研究所の東北支所ということでございます。東北支所でございますけれども、今度は資料4の2枚目の申請書をご覧になっていただければと思います。

所在地につきましてはでございますけれども、青森県の七戸町でございます。青森市と三沢市の間にあるところでございます。

処分の財産明細でございますけれども、土地につきましては、地目は宅地になっております。数量といたしましては5万平米ほどになっております。評価額は、機構の財産承継時の価格といたしまして1億1,500万円というような価格になっております。建物、これは庁舎が中に建っているわけでございますけれども、620平米ほどの建物でございます。機構の財産承継時には8,500万ほどの承継をしてございますけれども、不要ということで、平成24年度末に減損認識をさせていただきまして、現在は簿価はゼロ円という形にさせていただいております。

なお、庁舎は平成6年に新築してございますので、購入者が事務室等として利用できる可能性があるということから、土地と一体で売却するというにさせていただいております。ただ、この敷地の中には研究所用の建物等、ありますけれども、非常に特殊な建物であるという

ことと、それから、研究棟は非常に古くなっておりまして老朽化が進んでおりますことから、取り壊しをした上で売却ということにしております。不動産鑑定におきましても、取り壊しが相当ではないかという判断をいただいているところでございます。

この処分の方法についてでございますけれども、次の1枚めくっていただきまして、処分等の方法でございます。まず、基本的には公的な利用をいただけるかどうかということで、地方公共団体への売却を優先しておるということでございますので、青森県と七戸町に対して、いるかと、取得の可否についてご照会をさせていただきましたけれども、いずれからも買いたいという希望はいただけませんでした。そのため、ここは一般競売によって処分をするということを考えております。

売却収入については、先ほども申し上げましたとおり、小規模拠点の見直しを進めておりますので、その整備に充てたいというふうに考えております。

業務上の支障につきましてでございますけれども、既に東北支所は平成24年度末をもって廃止をしておりますので、今回の処分を行うことについて業務の支障はないというふうに考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○齋藤座長 どうもありがとうございます。

質疑に入りたいと思いますが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○荒牧委員 ちょっと一般的な質問を1点、させていただきます。買い手は、これから見つけるという形になるんですね。

○藤本理事 はい。

○荒牧委員 そういうときに交渉もあると思うんですけれども、何か譲渡に当たってこちらが追加的に負担する費用とかは発生しないものなんですか。

○藤本理事 例えばどういう。

○荒牧委員 例えば、その……

○藤本理事 取り壊しの費用でしょうか。取り壊しの費用のところは、もう計上されています。それは、この資料の中でということですね。

○荒牧委員 取り壊しは、これからこれを契約。

○藤本理事 まだですね。この中で、取り壊しの経費も我々としては見ていきたいというふうに考えているところですが。

○荒牧委員 なるほど。じゃ、それも含んでの差を益として見込んでいらして、その中で何らかのその処分費用とか取り壊しの費用とかも面倒を見られるという理解でよろしいですか。

○藤本理事 簿価の分も、今回うちで残すので、全部残るのですね。簿価の部分も、これは重要な財産のほうは国庫に納付しないので、いただいたままと言ったらおかしいですけども、うちの財産の中で使わせていただくということで、重要な財産の処分で、国庫に返す場合には不要な処分になって返すというのがさっきの資料3ですけども、あちらのほうは、要らなくなったので国に返しますという説明です。こちらは、我々としては要るのだけれども、いろいろな小規模拠点を効率的にちゃんと見直しなさいというふうに言われたので、入れ替えて、業務に支障がないようにちゃんと入れ替えますというので、そのかわり使わせてくださいというお願いをしているという、ありていに言いますとそういう状況でございますので、売ったお金で取り壊しなり、他のところの整備をさせていただくと、そういう趣旨でございます。

○荒牧委員 わかりました。すみません、ちょっと混乱してしまいました。ありがとうございます。

○齋藤座長 他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件についても取りまとめたいと思います。まず、大臣への意見につきましては異存なしとして、文章表現等は私にご一任いただくということで、よろしいでしょうか。

それでは、そのような取り扱いをすとして、文章表現等を整えた上で、評価委員会会長名で農林水産大臣に提出するということにいたします。

それで、次はもう閉会になってくるんでございますが、以上で本日の議事を全て終わりますが、そのほか連絡事項等がございましたら、事務局よりご説明いただきます。

○枝川技術政策課課長補佐 それでは、今後のスケジュールについてご説明いたします。

今回は、独立行政法人の退職役員の業務勘案率につきまして審議を行います。第2回部会の際にもお伝え申し上げましたが、第2回農業技術分科会は11月あるいは12月に開催する予定です。これは、独立行政法人改革に伴い、政策評価・独立行政法人評価委員会、政独委が今年度限りで廃止されることから、業務勘案率決定までの手続きのほうを前倒しで進める必要があるためでございます。改めて、メールにてご予約等について、委員のご都合をお伺いさせていただきますので、宜しくお願い致します。

○齋藤座長 少し予定を早めてというふうになります。

今の説明、特にご質問ございますか。よろしいですか。

では、次でございますが、今後の日程についてでございますが、またこちらのほうも宜しく

お願い致します。

それでは、本日予定しておりました審議は全て終わりましたので、分科会を閉会したいというふうに思います。本日の会議につきましては、議事録資料を公開させていただきます。議事録につきましては、事務局で作成した次第、皆様にチェックしていただいて、その上でホームページで公開するというふうにさせていただきます。

以上で、本日の議事を終了します。議事進行を事務局にお返しします。

○松尾技術政策課長 どうもありがとうございました。

予定の時間、大分早く終了いたしましたけれども、齋藤分科会長におかれましては、円滑な議事進行につきまして、厚く御礼申し上げたいと思います。

また、本日お集まりいただきました委員の皆様におかれましても、これまで作業部会における書面審査の期間を含めると、6月中旬から本日まで、約2カ月半という長期にわたり評価に当たっていただきました。改めて御礼申し上げたいと思います。

先ほどご案内いたしましたとおり、本日の審議内容は事務局で取りまとめた上で、分科会長である齋藤委員のお名前で、これを調整をした後に農林水産大臣、また政独委へ提出いたします。

次回は年末ということでございますので、またご多忙中のところではございますけれども、参集をお願いしたいと思います。

資料につきましては、公開ということになってございます。ただ、今回も大部になってございますので、ご必要の資料がございましたら後日、郵送いたします。ネームプレートを資料のほうに乗っけていただければ、こちらからお送り申し上げますので、宜しく申し上げます。

以上をもちまして、本日の平成26年度第1回独立行政法人評価委員会農業技術分科会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

午前11時17分 閉会